丹波篠山市原油価格・物価高騰対策事業者支援金交付要綱

令和５年１月１０日

令和５年丹波篠山市要綱第１号

　（趣旨）

第１条　この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大又は原油価格・物価高騰による影響を受け、事業の資金繰りが厳しくなっている市内事業者に対して、事業の継続を下支えするための経済対策として丹波篠山市原油価格・物価高騰対策事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（支援金の交付対象者）

第２条　支援金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、政治団体、宗教法人及び暴力団を除く。

(1)　令和４年度において丹波篠山市が実施する「丹波篠山市貨物自動車運送事業者支援金」を受けていない者であること。

(2)　令和３年１２月１日以前から市内で事業を開始しており、今後も継続する予定の者であること。

(3)　令和４年４月から同年１２月までのうち、任意の１か月の売上高総利益率（粗利率）若しくは営業利益率について、前年（令和３年）又は前々年（令和２年）同月の同値と比較した減少差が１０％以上の者であること。

(4)　市税等を滞納していない者であること。

(5)　個人事業者の場合、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア　交付対象者が配偶者等の被扶養者でないこと。

イ　主たる事業の収入額が、年金、給与収入等の収入額の合計を上回っていること。

（支援金の額）

第３条　支援金の額は、次に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

(1)　個人事業者　１事業者当たり１００，０００円

(2)　法人事業者　１事業者当たり２００，０００円

（支援金の交付申請）

第４条　支援金の交付を受けようとする者は、令和５年２月１７日までに、丹波篠山市原油価格・物価高騰対策事業者支援金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　売上高総利益率（粗利率）又は営業利益率減少の申告書（様式第１号の２）

 (2)　丹波篠山市内に事務所又は事業所が所在することを証する書類（申告書、営業許可証、開業届等）

(3)　その他市長が必要と認める書類

２　前項に規定する交付申請は、１事業者につき１回限りとする。

（支援金の交付決定）

第５条　市長は、前条第１項に規定する申請書の内容を審査し、これを適当と認め、支援金の交付を決定したときは、丹波篠山市原油価格・物価高騰対策事業者支援金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

　（支援金の請求及び交付）

第６条　交付対象者は、前条の規定により支援金の交付が決定し、支援金の交付を受けようとするときは、丹波篠山市原油価格・物価高騰対策事業者支援金請求書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による請求があったときは、交付対象者に支援金を交付するものとする。

（支援金の交付決定の取消し）

第７条　市長は、第５条の規定により支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付を取り消すものとする。

(1)　この要綱の規定に違反したとき。

(2)　その他市長が支援金の交付を不適当と認めたとき。

（支援金の返還等）

第８条　支援金の交付を受けた者は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消された場合において、支援金を返還するものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行する。

　（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和５年３月３１日限り、その効力を失う。